第12号議案

長岡京市自転車等駐車場条例の一部改正について

長岡京市自転車等駐車場条例(平成14年長岡京市条例第5号)の一部を別 紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月18日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

長岡京駅東自転車駐車場及び長岡京駅西自転車駐車場の管理を指定管理者 に行わせるため並びに全ての自転車駐車場で小学生以下の一時利用駐車料を 無料にするため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

長岡京市自転車等駐車場条例(平成14年長岡京市条例第5号)の一部を次のように改 正する。

改正後

(定義)

第3条 この条例において「自転車等」と 第3条 この条例において「自転車等」と は、次に掲げるものをいう。

(1)~(3) 【略】

(利用の制限)

- 当するときは、駐車場の利用を制限する ことができる。
 - (1) 駐車場の収容能力を超える駐車の申 込みがあったとき。
 - (2) 駐車場の施設、付属設備等を汚損し、 又は破損するおそれがあるとき。
 - (3) 【略】
 - (4) 駐車場の整備その他管理上支障があ ると認めるとき。

(駐車料)

第6条 【略】

2 市長は、規則で定めるところにより、 別表の2一時利用駐車料の表に定める駐 車料を割り引いて駐車回数券を発行する ことができる。

(禁止行為)

- 第9条 利用者は、駐車場において次に掲 げる行為をしてはならない。
 - (1) 【略】
 - (2) 施設若しくは付属設備又は他の自転 車等を破損し、汚損し、又は滅失する こと。
 - (3) 【略】
 - (4) たばこの吸い殻、紙くず類その他物 を捨てること。

(5) 【略】

前亚齿

(定義)

は、次の各号に掲げるものをいう。

(1)~(3) 【略】

(利用の制限)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該 第5条 市長は、次の各号の一に該当する ときは、駐車場の利用を制限することが できる。
 - (1) 駐車場の収容能力を超える駐車の申 し込みがあったとき。
 - (2) 駐車場の施設、付属設備等を汚損又 は破損するおそれがあるとき。
 - (3) 【略】
 - (4) 駐車場の整備、その他管理上支障が あると認めるとき。

(駐車料)

第6条 【略】

2 市長は、規則で定めるところにより、 前項の駐車料を割り引いて駐車回数券を 発行することができる。

(禁止行為)

- 第9条 利用者は、駐車場において次に掲 げる行為をしてはならない。
 - (1) 【略】
 - (2) 駐車場の施設若しくは付属設備、又 は他の自転車等を破損し、汚損し、又 は滅失すること。
 - (3) 【略】
 - (4) たばこの吸い殻、紙くず類その他不 潔な物を捨てること。
 - (5) 【略】

(利用の許可の取消し等)

- 第10条 市長は、利用者が<u>次の各号のいずれか</u>に該当するときは、利用の許可を 取り消し、又は利用を中止させることができる。
 - (1) 【略】
 - (2) 利用の申込みに偽りがあったとき。
 - (3) 【略】

(損害賠償等)

第11条 【略】

2 市は、駐車場における自転車等の保管 に関し、善良な管理者の注意を怠らなかった場合におけるその自転車等に生じた 汚損、損傷、滅失、盗難等又は市の責に 帰さない理由により生じた駐車場内での 事故については、損害賠償の責任を負わ ない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、駐車場の全部又は一部の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 【略】

(管理を行わせる業務の範囲)

- 第14条 前条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合における管理業務の範囲は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 【略】
 - (2) 駐車場の利用の許可及び駐車料の徴収に関する業務
 - (3) 【略】

(管理を行わせる場合の駐車料)

改正前

(利用許可の取消し等)

- 第10条 市長は、利用者が<u>次の各号の一</u> に該当するときは、利用の許可を取り消 し、又は利用を中止させることができる。
 - (1) 【略】
 - (2) <u>利用許可の申請</u>に偽りがあったとき。
 - (3) 【略】

(損害賠償等)

第11条 【略】

2 市は、駐車場における自転車等の保管 に関し、善良な管理者の注意を怠らなか った場合におけるその自転車等に生じた 汚損、損傷、滅失<u>若しくは盗難等</u>又は市 の責に帰さない理由により生じた駐車場 内での事故については、損害賠償の責任 を負わない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、<u>駐車場の管理</u>を指定管理者に行わせることができる。

2 【略】

(管理を行わせる業務の範囲)

- 第14条 前条第1項の規定により駐車場 の管理を指定管理者に行わせる場合にお ける管理業務の範囲は、次に定めるとお りとする。
 - (1) 【略】
 - (2) 駐車場の使用の承認及び駐車料の徴収に関する業務
 - (3) 【略】

(管理を行わせる場合の駐車料)

改正後

- 第15条 第13条第1項の規定により駐 | 第15条 第13条第1項の規定により駐 車場の管理を指定管理者に行わせる場合 における駐車料の額は、規則で定める範 囲において、あらかじめ市長の承認を得 て、指定管理者が定める。
- 2 前項の場合において、利用者は、第6 条の規定にかかわらず、同項の規定によ り指定管理者が定める駐車料を納付しな ければならない。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認 を得て、別表の2一時利用駐車料の表に 定める駐車料を割り引いて駐車回数券を 発行することができる。
- 4 第1項の駐車料及び前項の駐車回数券 | により納付されることとなる駐車料は、 指定管理者の収入とする。

(適用)

第16条 第13条第1項の規定により駐 第16条 第13条第1項の規定により、 車場の管理を指定管理者に行わせる場合 における第4条、第5条、第7条、第8 条、第10条及び第11条第2項の規定 の適用については、第4条、第5条、第 7条、第8条及び第10条中「市長」と あるのは「指定管理者」と、第11条第 2項中「市は」とあるのは「市又は指定 管理者は」と、「市の」とあるのは「市 若しくは指定管理者の」とする。

別表 (第6条関係)

- 1 定期利用駐車料 【略】
- 2 一時利用駐車料

	利用の	一時利用(1日1回につき)				
`	(種別					
車種						
自転車	•	150円				
		(ただし、小学生以下の利用				
		は、無料とする。)				
【略】						
備考	【略】					

改正前

- 車場の管理を指定管理者に行わせる場合 における駐車料の額は、別表に定める金 額を超えない範囲において、あらかじめ 市長の承認を得て、指定管理者が定める。
- 2 前項の場合において、利用者は、第6 条の規定にかかわらず、同項により指定 管理者が定める駐車料を納付しなければ ならない。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認 を得て、駐車料を割り引いて駐車回数券 を発行することができる。
- 4 第1項の駐車料は、指定管理者の収入 とする。

(読替規定)

駐車場の管理を指定管理者に行わせる場 合においては、第4条、第5条、第7条、 第8条、第10条、第11条第2項及び 第12条の規定中「市長」又は「市」と あるのは、「指定管理者」と読み替える ものとする。

別表 (第6条関係)

- 1 定期利用駐車料 【略】
- 2 一時利用駐車料

	利用の	一時利用	(1	日 1 回につき)		
\	【 種別					
車種						
自転車		<u>15</u>	이	50円		
				(小学生以		
				<u>下)</u>		
【略】						

備考 【略】

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の長岡京市自転車等駐車場条例の規定により利用の許可を受けている者は、改正後の長岡京市自転車等駐車場条例の規定により利用の許可を受けた者とみなす。

1